

平成29年度 横浜国立大学大学院環境情報学府研究生募集要項

本学府において、特定の専門事項において研究することを志願する者については、本学府の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可します。

1. 入学資格

学校教育法第83条に定める大学を卒業した者のほか、次の各号の一に該当する者とします。

- (1) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) その他、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学府で認められる者
- (4) 大学院修士課程を修了し修士の学位もしくは専門職学位を授与された者
- (5) 外国において、修士の学位もしくは専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) その他、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学府で認められる者

2. 入学時期

春学期（4月）・秋学期（10月）の始めとします。

ただし、特別の事情のある者は、この限りではありません。

3. 出願受付期間および受付時間

4月入学 第1回目：平成28年12月12日（月）～12月16日（金）

第2回目：平成29年 2月 6日（月）～ 2月10日（金）

10月入学 第1回目：平成29年 7月 3日（月）～ 7月 7日（金）

第2回目：平成29年 8月21日（月）～ 8月25日（金）

受付時間 平日の9：00～12：45および13：45～16：00

4. 出願手続および留意事項

出願者は、予め希望する指導教員の内諾を得たうえで、出願受付期間内に下記の提出書類を大学院環境情報学府係に提出してください。なお、入学願書の指導教員欄に、指導教員のサイン・押印のないものは受理しません。

横浜国立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「国立大学法人横浜国立大学安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から外国人留学生の受入れについては厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に、指導教員予定者と相談するなど、出願にあたっては注意してください。

なお、詳細については以下の URL を参照してください。

http://www.ripo.ynu.ac.jp/index/adscreening_jp.html

(1) 出願提出書類

- ① 入学願書（本学府指定用紙） 1 通
- ② 卒業証明書（大学院修了者は大学院の修了証明書も併せて提出） 1 通
- ③ 成績証明書（大学院修了者は、大学院の成績証明書も併せて提出） 1 通
- ④ 外国人志願者で、現在日本国に在住している方は在留カードのコピー（両面）
現在海外に在住している方はパスポートのコピー いずれか 1 通
- ⑤ 角形 2 号の返信用封筒
（240mm×332mm, 本人（または代理人）の宛名（送付先は日本国内のみ）
を明記し、140円切手を貼付したもの） 1 通

(2) 入学検定料 9,800円

- ① 外国人志願者のうち日本政府（文部科学省）国費留学生は不要です。（出願の際必ず国費給与証明書を持参してください。）
- ② 入学時期が秋学期（平成29年10月入学）の場合は、入学検定料が改定される場合があります。

(3) 提出先

横浜国立大学理工学系大学院等大学院環境情報学府係 [環境情報1号棟2階]
〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79番7号 TEL045-339-4425, 4426

※出願手続きは、本人又は代理人が直接窓口で行ってください。

※大学院環境情報学府係窓口で出願提出書類の確認をした後、検定料の支払い方法について案内します。

5. 選考方法

研究生の選考は、志願者より提出された書類に基づいて教授会が行います（予め指導教員の内諾を得ている必要があります）。選考の結果は、追って本人宛に通知します。

6. 入学手続

選考により合格通知書を受けた者は、所定の期日までに入学料および研究期間に相当する授業料を納入してください。

入学手続きは、必ず本人が行ってください。

代理人による入学手続きは認めません。詳細は入学手続書類と一緒に郵送します。

入学料 84,600円（現行）

授業料（半期） 178,200円（現行）

（1年間） 356,400円（現行）

[注] 入学料および授業料は、改定される場合があります。

[注] 在学中に授業料の改定が行われた場合には改定時から新しい授業料が適用されます。

[注] 本学で博士の学位を授与された者，で学位を授与されたときから3年以内に本学府の研究生として入学した場合は授業料の徴収は致しません。

この適用は研究期間を延長した場合も含まれます。

7. その他

- (1) 研究期間は1年以内とし，当該年度末（翌年の3月31日）までとします。
但し，特別の事情があると認められる場合は1年を限度として研究期間の延長を許可することができます。研究に要する費用は，教室の設備に付帯するもののほか，すべて研究生の自弁とします。
なお，研究生の在学期間は，通算して2年を超えることはできません。
- (2) 研究期間として許可される期間は，入学手続き時に納入した授業料分に相当する期間（半期又は1年）とします。
- (3) いったん提出した書類および納入金（検定料，入学料および授業料）は，いかなる理由があっても一切返還しません。
- (4) 出願書類に虚偽の記載があった場合，入学後でも入学を取り消すことがあります。
- (5) 身体に障害がある入学志願者は，事前に相談願います。
- (6) 在留資格「留学」を取得するに当たっては，留学生生活を維持できる経済的基盤を有している必要があります。
- (7) 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）の規定に基づく，「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に則り，志願者の入学試験成績及び出願書類等に記載された個人情報については，本学入学選抜に係る用途の他，本学における諸調査・研究にも利用することがあります。調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。
- (8) その他，不明の点は提出先に問い合わせてください。